

日本臨床歯科学会

福岡支部会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本臨床歯科学会 福岡支部と称する。

(目的)

第2条 本会は臨床歯科医学の向上ならびに医療人としての人格形成に努力し、国民の健康管理に顎口腔系を通じて寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の運営遂行を潤滑におこなうため事務局を設置し事務的作業を事務員に委託する。

第2章 会員、会費

(会員)

第4条 本会の会員は本会の目的に賛同する会員をもって構成する。

(入会)

第5条 本会の入会を希望するものは所定の申し込み様式にて必要事項を記入し、入会金、年会費を納める。

(入会金および年会費)

第6条

- ① 入会金ならびに年会費は、理事会によって決定し、通知をするものとする。
- ② 入会金ならびに年会費は定められた様式にて、納入するものとし、いったん納入されたものは理由の如何を問わず返還しない。
- ③ 年会費は新年度のシステムが整い次第、自動決済される。
- ④ 代表者一括決済で納入するものはスタッフ会員の会費は代表者が決められた日時までに決済をするものとする。

(移動ならびに退会)

第7条 会員は転居その他移動を生じた場合には、速やかに定められた様式で変更しなければならない。

第8条

①退会を希望するものは、定められた様式で変更するか、事務局へ申し出をする。

年会費を1年以上滞納したもの、連絡が取れないものは退会とみなす。

(尚、退会の場合未入金の支払いはしていただく)

②休会を希望するものは、事務局に休会届けを提出し、承認を得て休会することができる。休会が承認された場合、会費は免除とする。

(ただし最長休会期間は3年とし復帰しなければ退会とみなす)

(除名)

第9条 会員に以下に記するような、本会の名誉を著しく毀損する行為があつた場合には理事会の決議により当該会員を除名することができる。

① 本会の体面を傷つけた場合、ならびに会の趣旨に反する行動があった場合。

② 会費納入などの会員としての義務を履行していない場合。

③ その他会員の適正を欠行為があった場合。

第3章 役員

(役員)

第10条 本会は会員の中より次の役員をおく。

支部長 1名

副支部長 2名

専務 1名

理事 若干名

監事 若干名

相談役 若干名

但し、最高顧問は創設者 本多正明先生とする。

(役員の職務)

第11条

① 支部長は理事会の推举の後、総会にて報告され、本会を代表して会務の遂行、監督、管理をおこなう。また任期中の役員選出ならびに指名をおこなう。
また支部長は、理事の中より会計理事を常設、指名できる。
必要に応じて常務理事、委員長を創設指名できる。

② 副支部長は支部長を補佐し、支部長が職務履行不可能な際はその職務を代行する。

③ 専務は支部長を補佐し、会務の遂行の円滑化に勤める。

④ 理事は会務の実務を担当し、会務の遂行を決定する。

⑤ 監事は理事会を監督し報告の請求、理事会への忠言をもって会務を監督し
本会会計の監査を持って資産を管理する。理事会の議決には参加しない。

⑥ 相談役は歴代役員から選出し、会務遂行に当たっての助言をする。

(任期)

第12条

- ① 役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
- ② 任期途中で選任された役員の任期は現役役員の任期を持って満了とする。
- ③ 現役役員は任期満了の場合でも後任者が就任するまでその職務を履行する。

第4章会議

(会議の種類)

第13条 会議は総会、および理事会とし定例および臨時で催す。

(構成)

第14条 総会は会員を持って構成し、理事会は全役員を持って構成する。

(招集)

第15条

定例総会は支部長ならびに役員改正時に招集する。
臨時総会は会則改正等の重要議題決定時に支部長が招集する。
理事会は定例、臨時ともに支部長が招集する。

(議長)

第16条 総会、理事会ともに専務が議長を務める。

第5章管理

(会則、議事録の備付け)

第17条

支部長は会則規定、議事録を本会事務局に備えておかなければならない。

第6章活動

(事業)

第18条

本会はその目的達成のため次の活動を実施する

- ① 例会、DR DH DT セミナー、講演会
- ② インターナショナル事業の案内、動員、協力
- ③ 他の支部との交流、協力
- ④ その他必要な活動

第19条

本会の事業年度は4月1日より翌年度3月31日とする。

第7章 資産および会計

(資産および経費の支出)

第20条

本会の資産は入会金、年会費、事業会費その他の収入を持って構成し、経費は資産を持って支弁する。

(資産の管理)

第21条

本会の資産は支部長任命の会計理事を持って管理し、その支出は理事会によって決定し、監査は支部長、監事、会計理事によって監査会においておこなう。

(会計年度)

第22条

本会の会計年度は毎年4月1日より始まり翌年の3月31日に終わる。

第8章 附則

第23条

- ① この会則を変更する際は理事会の決議を経て、総会にて報告する。
- ② この会則は令和3年4月18日より施行する。